

## 郡山市まちなみ景観賞表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の景観に配慮したまちなみづくりに寄与する物件及び風景を撮影した写真等（以下「作品」という。）を郡山市まちなみ景観賞（以下「まちなみ景観賞」という。）として表彰することにより、美しいまちなみや景観に対する市民意識の啓発及び向上を目的とする。

### (表彰対象)

第2条 まちなみ景観賞の表彰の対象（以下「表彰対象」という。）は、市内に存する次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、この要綱に基づく表彰その他これに類する表彰を受けた日から5年を経過しないものを除く。

- (1) 地域に調和した建築物、工作物、樹木その他の物件
- (2) 安らぎと憩いを感じられる広場、庭園、花壇その他の緑化空間等
- (3) 美しく魅力あふれる風景を撮影した写真
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が前条に規定する目的達成のため、表彰対象とする必要があると認めるもの

### (募集の方法)

第3条 まちなみ景観賞の募集は、原則として毎年度行うものとする。

- 2 まちなみ景観賞に応募することができる者は、応募に係る物件の所有者、前条第3号に規定する写真の撮影者又は所有者の承諾を得た者とする（当該応募に係る物件については、他の応募がない場合に限る。）。
- 3 前項に規定する者がそれぞれ複数いる場合は、その代表者のみが応募できる。

### (選定方法)

第4条 市長は、応募のあった表彰対象のうち優秀なものを、まちなみ景観賞として選定するものとする。ただし、まちなみ景観賞となる表彰対象がない場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する選定をするときは、あらかじめ郡山市景観づくり条例（平成16年郡山市条例第15号）第42条第1項に規定する郡山市景観づくり審議会の意見を聴くものとする。

### (表彰)

第5条 表彰は、市長が前条第1項の規定より選定した物件の所有者及び写真の撮影者に対し、表彰状及び記念品を授与することにより行う。

- 2 市長は、前項に規定する物件の所有者の表彰を行う場合で、第1条に規定する目的達成のため必要があると認めるときは、表彰状を授与することにより、当該表彰に係る物件の設計者及び施工者を表彰するものとする。
- 3 前2項の規定により表彰する者が、それぞれ複数いる場合には、それぞれの代表者を表彰する。
- 4 市長は、第1条に規定する目的達成のため必要があると認めるときは、まちなみ景観賞に応募した者に、記念品を贈るものとする。

### (庶務)

第6条 この要綱に基づく庶務は、都市構想部開発建築法務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、まちなみ景観賞の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。